第　　　　号

安芸大田町犯罪被害者見舞金支給（不支給）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました安芸太田町犯罪被害者見舞金（傷害見舞金・遺族見舞金）につきましては、次のとおり決定しましたので、安芸太田町犯罪被害者等支援条例第15条の規定により通知します。

　年　　月　　日

安芸太田町長

　１　支給します。　　　　　見舞金の額　　　　　　　円

　２　支給しません。

　　　（理由）

（教示）

　１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面で町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、安芸太田町を被告として（訴訟において安芸太田町を代表する者は町長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する議決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。